



IASB Update は、国際会計基準審議会（IASB）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、[作業計画](#)で見ることができる。IFRS®会計基準、修正、IFRIC®解釈指針に関する IASB の最終的な決定は、IFRS 財団の[デュー・プロセス・ハンドブック](#)に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

[IASB は 2025 年 3 月 18 日から 20 日に会議を行った。](#)

関連情報：

- IASB Update 原文は[こちら](#)
- IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は[こちら](#)

目次

作業計画の概要

- [IASB 作業計画のアップデート（アジェンダ・ペーパー-8）](#)

リサーチ及び基準設定

- [IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー-7）](#)
- [料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー-9）](#)
- [無形資産（アジェンダ・ペーパー-17）](#)
- [企業結合 — 開示、のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー-18）](#)
- [キャッシュ・フロー計算書及び関連事項（アジェンダ・ペーパー-20）](#)

維持管理及び一貫した適用

- [IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」の更新（アジェンダ・ペーパー-32）](#)

戦略及びガバナンス

- [第 4 次アジェンダ協議（アジェンダ・ペーパー-24）](#)

作業計画の概要

IASB 作業計画のアップデート（アジェンダ・ペーパー-8）

IASB は 2025 年 3 月 20 日に会合し、[作業計画](#)についてのアップデートを受けた。

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は、作業計画についての次回のアップデートを 3 か月から 4 か月後に受ける予定である。

リサーチ及び基準設定

IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー-7）

IASB は 2025 年 3 月 18 日に会合し、次のことを行った。

- IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビュー（PIR）の第 1 フェーズで収集したフィードバック及びその他の情報について議論した。

- PIR に関連性のある学術文献のレビューについて議論した。
- どのような質問を情報要請（RFI）の形で公開協議に含めるべきかを決定した。

フィードバックの分析—IFRS 第 16 号の全体的評価（アジェンダ・ペーパー7B）

IASB は RFI に次のことを評価するための質問を含めることを暫定的に決定した。

- IFRS 第 16 号が目的を果たしているかどうか及び中心となる原則が明確かどうか
- IFRS 第 16 号に従って報告される情報の利用者にとっての便益並びに要求事項の適用、監査及び適用の執行のコスト（特に継続的なコスト）が、IASB が予想したのと大きく異なっていないかどうか

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IASB は、利用者が IFRS 第 16 号を適用する企業を FASB ASC トピック 842「リース」を適用する企業と比較するのに役立つような IFRS 第 16 号の要求事項の改善を IASB が行うことができるかどうかを評価するための質問を RFI に含めないことを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバーのうち 10 名がこの質問に賛成した。

フィードバックの分析—リースの識別、リース期間及び借手の会計モデル（アジェンダ・ペーパー7C）

IASB は RFI に次のことを評価するための質問を含めることを暫定的に決定した。

- リース期間の要求事項は、企業がリース期間を決定するための明確で十分な基礎を適用しているかどうか、及び企業が当該要求事項を一貫して適用できるかどうか
- リース期間の要求事項に従って報告される情報の利用者にとっての便益は、IASB の予想より著しく低くないかどうか
- 変動リース料に関する要求事項は、どの変動リース料をリース負債の測定に含めるのかを借手が決定するための明確で十分な基礎を提供しているかどうか
- 割引率に関する要求事項は、借手が割引率（通常は追加借入利率）を決定するための明確で十分な基礎を提供しているかどうか、及び企業が当該要求事項を一貫して適用できるかどうか
- 割引率の要求事項の影響は、IASB が予想したのと大きく異ならないかどうか
- リース負債の再測定（リース負債の見直し又はリースの条件変更を反映するための）の継続的なコストは、IASB の予想より著しく高くないかどうか
- 借手がキャッシュ・フロー計算書に表示する（又は財務諸表注記に開示する）リース関連のキャッシュ・フローに関する情報の利用者にとっての便益は、IASB の予想より著しく低くないかどうか

IASB は次のことを評価するための質問を RFI に含めないことを暫定的に決定した。

- リースの識別に関する要求事項
- 借手についての認識の要求事項
- 借手が現金以外の対価を会計処理するための具体的な要求事項の欠如の影響

14 名の IASB メンバーのうち 12 名がこれらの決定に賛成した。

フィードバックの分析—貸手の会計処理、セール・アンド・リースバック取引及び経過措置（アジェンダ・ペーパー7D）

IASB は、借手の会計モデルが貸手の会計モデルに生じさせた可能性のある潜在的な意図しない帰結（会計実務の幅広い不統一など）を識別したかどうかを利害関係者に質問しないことを暫定的に決定した。（IFRS 第 16 号では、貸手の会計モデルは、借手の会計モデルと比較して要求事項が少ないか又は詳細でない。）

出席した 13 名の IASB メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

IASB は次のことを評価するための質問を RFI に含めることを暫定的に決定した。

- a. どの経過措置が企業にとって有用であったか
- b. 企業は、IFRS 第 16 号の適用により企業の財務業績、財政状態及びキャッシュ・フローがどのように変化したのかを利用者が理解できるようにするのに十分な情報を提供したかどうか
- c. 企業は、IFRS 第 16 号への移行に対して IASB の将来の基準設定プロジェクトに情報を与えることのできるフィードバックがあるかどうか

IASB は、指数又はレートに応じて決まるものではない変動リース料を含んだセール・アンド・リース取引についての要求事項に関する質問を RFI に含めないことを暫定的に決定した。

出席した 13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

フィードバックの分析—IFRS 第 16 号の他の IFRS 会計基準書との適用（アジェンダ・ペーパー7E）

IASB は、IFRS 第 16 号を IFRS 第 9 号「金融商品」及び IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」とともに適用することに関して利害関係者に質問することを暫定的に決定した。

具体的には、IASB は次のことに関して何らかの対応が必要かどうかを評価するための質問を RFI に含めることを暫定的に決定した。

- a. リース契約の唯一の変更が当該契約に基づいて借手から受け取るべきリース料を貸手が免除することである賃料減免を会計処理する際に、借手は IFRS 第 16 号で定義しているリースの条件変更とリース負債の消滅（又は部分的な消滅）（これには IFRS 第 9 号が適用される）をどのように区別するか
- b. セール・アンド・リースバック取引における資産の移転が資産の売却として会計処理されるかどうかを評価する際に、売手である借手が適用する IFRS 第 15 号の要求事項
- c. セール・アンド・リースバック取引についての部分的な利得又は損失の認識に関する IFRS 第 16 号の要求事項（これらの要求事項と IFRS 第 15 号における収益認識モデルとの相違点を考慮して）

IASB は、IFRS 解釈指針委員会が IFRS 第 10 号「連結財務諸表」を IFRS 第 16 号とともに[単一資産企業における資産のセール・アンド・リースバック](#)に適用することに関連した暫定的なアジェンダ決定に関するフィードバックを審議した 2021 年 2 月以降の関連性のある市場の動向に関する質問を RFI に含めないことを暫定的に決定した。

IASB は、IFRS 第 16 号の他の IFRS 会計基準書との適用に関する質問を RFI に含めないことを暫定的に決定した。

出席した 13 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。1 名は欠席した。

次のステップ

IASB は RFI の公表を承認してコメント期間を設定する予定である。IASB は RFI を 2025 年 6 月に公表する計画である。

料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）

IASB は 2025 年 3 月 19 日に会合し、公表予定の IFRS 会計基準書「規制資産及び規制負債」（公表予定の RARL 会計基準書）について削減した開示要求を開発するかどうかを議論した。

規制資産及び規制負債についての削減した開示（アジェンダ・ペーパー9）

IASB は、公開草案「IFRS 第 19 号『公的説明責任のない子会社：開示』の修正」における提案を確認することを暫定的に決定した。IFRS 第 19 号及び公表予定の RARL 会計基準書を適用する企業に、公表予定の RARL 会計基準書におけるすべての開示要求を適用することを要求するものである。

14名のIASBメンバーのうち11名がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASBは文案作成プロセスにおいて生じる整理論点について議論する。

無形資産（アジェンダ・ペーパー17）

IASBは2025年3月20日に会合し、次のことについて議論した。

- 本プロジェクトの初期段階で収集したフィードバック及びその他の証拠の分析
- 考え得るプロジェクト目的及びIASBが本プロジェクトにおいて探求する可能性のあるトピックの幅広いグループ

IASBは何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASBはプロジェクトの方向性について決定する。

企業結合 — 開示、のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18）

IASBは、2025年3月19日に会合し、企業が企業結合の業績及び期待されるシナジーに関する情報を財務諸表に開示することを要求される場合に生じる可能性のある公開草案「企業結合 — 開示、のれん及び減損」における概念上の論点に関してのコメント提出者の懸念について議論した。

IASBは、企業が業績及び期待されるシナジーに関する情報を開示するという要求事項案を引き続き再審議することを決定した。

14名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASBは公開草案における提案を引き続き再審議する。

キャッシュ・フロー計算書及び関連事項（アジェンダ・ペーパー20）

IASBは2025年3月19日に会合し、初期的なりサーチの発見事項（以下を含む）について議論した。

- 利害関係者との会合からのフィードバック
- 各国基準設定主体との会合及び各国基準設定主体によるりサーチからのフィードバック
- 財務諸表の分析

初期的なりサーチでは、以下に関してのIAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の要求事項の考え得る改善の性質及び範囲を検討した。

- a. キャッシュ・フローの分類
- b. キャッシュ・フロー情報の集約及び分解
- c. 現金及び現金同等物の定義
- d. 非資金取引の影響
- e. 営業キャッシュ・フローの報告方法

- f. 一般に使用されているキャッシュ・フロー指標に関する情報
- g. 金融機関のキャッシュ・フロー計算書

IASB は発見事項からの主要な観察事項についても議論した。次のことであった。

- a. キャッシュ・フローの分類、キャッシュ・フロー情報の集約及び分解、並びに一般に使用されているキャッシュ・フロー指標に関する情報についての利害関係者の論点は、同様の解決策を共有する可能性がある。IASB はこれらの論点を、他の IFRS 会計基準書の要求事項（特に IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」の要求事項）を基礎とすることによって解決する可能性がある。
- b. 非資金取引に関する情報は利用者にとっての優先事項である。したがって、IASB は、そのような情報の表示又は開示の改善に対する多様なアプローチ（IFRS 会計基準における開示要求を基礎とすることを含む）を考慮する可能性がある。
- c. 直接法又は間接法を用いた営業活動からのキャッシュ・フローの表示についての要求の変更は、大半の利害関係者にとっては優先事項ではない。
- d. 金融機関のキャッシュ・フロー計算書は、限定的な有用な情報を利害関係者に提供する。したがって、IASB は、金融機関のキャッシュ・フロー計算書に関する要求事項のいくつかの適用可能性について決定する際に、金融機関にとってのコスト及び便益を考慮する。

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は、初期的なリサーチの発見事項についての議論及び諮問グループからの追加的なフィードバックに基づき、プロジェクト計画について議論する。

維持管理及び一貫した適用

IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」の更新（アジェンダ・ペーパー32）

IASB は、2025 年 3 月 19 日に会合し、次のことについて議論した。

- IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」の公表予定の修正についての発効日及び経過措置（アジェンダ・ペーパー32A）
- IFRS 第 19 号の付録 C の軽微な変更（アジェンダ・ペーパー32A）
- IFRS 第 19 号の公表予定の修正の書面投票（アジェンダ・ペーパー32B）

その他の事項（アジェンダ・ペーパー32A）

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 要件を満たす子会社が修正を 2027 年 1 月 1 日（IFRS 第 19 号自体の発行日と同じ）に適用することを認める。
- b. 要件を満たす子会社が修正を早期適用することを認める。
- c. IFRS 第 19 号の付録 C の結果的修正を行う。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

デュー・プロセス（アジェンダ・ペーパー32B）

14 名の IASB メンバー全員が、IASB は適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠しており、IFRS 第 19 号の修正の書面投票のプロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得したことを確認した。

IFRS 第 19 号の修正の公表に反対票を投じる意向を示した IASB メンバーはいなかった。

次のステップ

IASB は、IFRS 第 19 号の公表予定の修正の書面投票プロセスを開始する。

戦略及びガバナンス

第 4 次アジェンダ協議（アジェンダ・ペーパー24）

IASB は、2025 年 3 月 18 日に会合し、次のことについて議論した。

- 第 4 次アジェンダ協議に対するアプローチ
- 第 4 次アジェンダ協議のプロジェクト計画

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は、公開協議の内容に関して利害関係者と協議する計画であり、情報要請を 2025 年第 4 四半期に公表する予定である。